

第2回平塚市人権施策推進協議会 会議録

令和4年10月7日（金）13時30分～15時30分

平塚市庁舎本館3階302会議室

出席委員 8人（朝倉委員、阿部委員、江原委員、岩崎委員、杉山委員、竹内委員、鈴木委員、
宮本委員）

欠席委員 2人（押久保委員、露木委員）

主催者 4人（新倉人権・男女共同参画課長、榮谷担当長、長谷川主査、中村主任）

傍聴者 0人

1 開会

- (1) 欠席委員の確認
- (2) 資料の確認
- (3) 会議の公開について
- (4) 傍聴者希望について
- (5) 会長挨拶

2 第2回平塚市人権施策推進協議会 議事進行：会長

（事務局）ここから、議事進行は会長にお願いいたします。

（会長）第2回平塚市人権施策推進協議会の議題に入ります。

(1) 平塚市人権施策推進指針【改定版】（骨子案）について【資料1、2】

（会長）議題の1として、平塚市人権施策推進指針【改定版】（骨子案）についてです。それでは事務局の方から説明をお願いします。

（事務局）では、平塚市人権施策推進指針【改定版】（骨子案）について説明いたします。該当資料は、本日お配りした、追記・修正後の資料1、資料2となります。資料1の骨子案につきましては、皆様の承認をいただき、本日の協議会を持ちまして、骨子案から素案としたいと考えています。そのため、先日開催した第1回協議会でいただいたご意見、会議終了後に追加で提出いただいたご意見、庁内全課に意見照会を実施し、挙がった意見を踏まえた修正案を事前に皆様に送付し、意見照会を行った結果、修正案に対するご意見を21件いただきました。本日までに、そのご意見に対する修正をまとめ、修正した骨子案を資料1、ご意見をまとめたものを資料2として配布させていただいております。この協議会の場で、微修正を行い、素案の完成とさせていただきます。

修正の内容としましては資料2-4をご覧ください。基本的にはいただいたご意見に沿うように修正しましたが、大きく修正した部分、修正しなかった部分を網掛けしています。こちらについて、中心に説明いたします。まず1点目に、資料1の2ページと資料2-4のNo.1をご覧ください。日本が批准した国際人権規約の内容について、「本文の記載だと、日本は国連人権規約をすべて批准しているような読み方ができるが、個人通報制度については署名していない。」とのご意見です。資料1の2段落目に国際人権規約をはじめとする様々な国際条約を批准している旨の記載がありますが、ここでは「国際人権規約をはじめ、人権に関連する様々な国際条約を批准しています」と記載しており、「様々」＝「全て」ではないと捉えているため、注釈を含め、個人通報制度まで記載はしないこととしました。なお、本日お配りしました資料3の巻末資料の中の「10用語説明」の国際人権規約の箇所に、「日

本は『自由権規約』、『社会権規約』、『選択議定書』のうち、『自由権規約』と「社会権規約」を批准した」旨の記載をしています。

2点目に資料2-4のNo.6をご覧ください。資料1では12から14ページ目になります。分野別施策の「女性」の記載の中に「女性の身体的健康に関連する記述、特に妊娠や出産などに関する支援が入っていないが、良いか。」とのご意見です。こちらについては、資料1の14ページをご覧ください。施策の方向性6として「女性の生涯を通じた健康支援」という項目を追記しました。内容としましては、「女性が生涯を通じて自分らしく充実した生活を送るために、リプロダクティブ・ヘルス/ライツの視点に基づき、思春期、妊娠・出産期、更年期など、それぞれのライフステージごとに健康課題に関する正しい知識や認識を深めるための教育・啓発に取り組み、健康長寿の地域社会づくりを推進します。」というものです。

3点目に、資料2-4のNo.10をご覧ください。資料1では40から41ページ目になります。分野別施策の「セクシュアルマイノリティ」について「最初の2行の定義が気になる。不正確である。」とのご意見です。これについては、資料1の40ページを2箇所赤字修正しています。まず、冒頭2行を「セクシュアルマイノリティとは、性的指向や性自認などの様々な性のあり方において少数派の立場にある人のことを言います。」に修正しました。次に、8行目に「セクシュアルマイノリティは、性的指向が同性又は両性に向かっている、いずれの性別にも性的指向が向かない、からだの性と性自認が異なるなどの理由から少数派とされています。」と追記しました。現在は、恋愛感情を持たない人等多様なセクシュアリテイの人々もセクシュアルマイノリティに含まれるため、以前の記載だと、限定的であるとのことをご意見を踏まえ、冒頭に包括的な表現を記載し、具体例として、性的指向と性自認について説明し、このような少数派はセクシュアルマイノリティであるというような説明となるように修正しました。

4点目に、資料2-4のNo.11をご覧ください。資料1の1ページ目の冒頭「人権とは」から始まる段落ですが、こちらは「元の文では、あまりに人権が受け身のものとなってしまう。」とのご指摘をいただき、ご提示いただいたご意見のとおり修正しましたが、1点だけ、「すべて」という字については、本文中の他の語句と漢字の表記を統一するために「全部」の「全て」の表現を残しています。

大きく修正した部分、修正しなかった部分についての説明は以上となります。網掛けしていない部分については、いただいたご意見のとおり修正していますので、またご確認お願いいたします。その他に、9月12日付で送付した資料から修正した箇所は赤字修正しています。指針の本文の内容に関する修正は、この場限りとさせていただきますので、おおむね修正意見はいただいたと思いますが、この場での微修正は可能ですので、何かあればご意見いただければと思います。なお、今後も誤字・脱字などの軽微な修正があった場合については、適宜事務局にて修正いたしますので、御了承いただければと思います。

最後に、今後の予定ですが、本日、骨子案について協議会の中で微修正を行い、素案の完成とします。その後、11月8日に開催される庁議にて、素案の完成、パブリックコメントの実施について報告します。その後、11月下旬に市議会へ向けて素案の完成、パブリックコメントの実施について報告します。そして、12月2日（金）から1月4日（水）の34日間でパブリックコメントを実施し、市民等から提出された意見について、2月7日に開催される庁議にて報告し、2月に市議会へ報告します。併せて、提出された意見を素案に反映させ、最終案とします。3月に開催予定の次回協議会では、パブリックコメント結果を報告し、委員の皆様に対し最終案へのご意見を伺います。事務局からの説明は以上となります。

(会長) ありがとうございます。それでは協議をしていきます。会議としての骨子案の修正に関しては、本日が最後となりますので、積極的にご意見をいただければと思います。先日開催した第1回協議会でいただいたご意見、会議終了後に追加で提出いただいたご意見、庁内全課に意見照会を実施し、挙がった意見を踏まえた修正案について、さらに委員の皆様にご意見を伺い、修正した案について説明していただきました。まずは、説明の内容に関してご質問があればお願いします。特に資料2の網掛け部分は大きな論点となっておりますが、それ以

外の部分も含めてご質問をお願いします。

- (委員) 14ページの女性の人権に新たに付け加えた部分について、リプロダクティブ・ヘルス／ライツという言葉は初めて聞きましたが、この言葉は一般的に使用されているのでしょうか。巻末資料にも説明を追記しているようですが、この言葉を選んだ理由は何ですか。
- (事務局) リプロダクティブ・ヘルス／ライツは、「性と生殖に関する健康と権利」を意味しており、女性の健康に関して重要な概念であると認識しているため、強調する意味合いも兼ねて、語句説明にも併せて記載しました。この言葉を本日初めて知った方もいらっしゃると思いますが、知らない人に知ってもらうことも記載の目的だと考えます。
- (委員) これから指針の策定に向かっていく中で、様々な場面においてこの言葉を周知していくのであれば、一般的な言葉ではなくても、指針に掲載することは意味があると思います。
- (会長) 歴史的なことについても巻末資料に掲載した方が良いでしょう。この言葉は1994年のカイロ会議から使用されるようになった、女性の人権を考える上で重要となる、健康や妊娠・出産に関する概念であり、最近生まれたものではありません。人権の領域でこの用語を記載することについては、他の自治体の表現を参考にしても良いかもしれませんね。
- (委員) 例えばSDGsは新しいこと、一般的にメディア等で目にする機会も多いことから、世間での理解は進んでいると思いますが、リプロダクティブ・ヘルス／ライツはどのような経緯で生まれた概念なのか、国際的な会議から使用されるようになった概念である、というような背景がしっかり記載されていた方が良いでしょう。
- (事務局) 用語説明のリプロダクティブ・ヘルス／ライツの箇所、背景についての記載を追記します。
- (会長) 定義についても、女性の自己決定権だけでなく、カップルの自己決定のように述べている自治体もあるため、そのあたりの定義や、どのように使われてきたのかというような歴史についての記載もあると良いかもしれません。事務局に聞きたいのですが、この骨子案は、本日の会議の後、どのような予定になっていたか確認して良いでしょう。
- (事務局) 本日の会議の後、挙がったご意見を反映した骨子案は素案となり、庁議にて素案が完成した旨を報告し、市議会に対しても報告いたします。その後、12月2日からパブリックコメントを実施し、市民意見を募る予定です。
- (委員) 表記の確認ですが、資料1の28ページ分野別施策の疾病等に関する課題の記述の1行目に「エイズ患者やHIV感染者」とありますが、7行目では「HIV感染者やエイズ患者」と記載されています。恐らく現行指針の記載を残している箇所がそのまま残ったのだと思いますが、順番をそろえた方が良いでしょう。
- (事務局) 市民意識調査の記載の順番に統一することとし、ご指摘の箇所を「エイズ患者やHIV感染者」の記載に修正いたします。
- (会長) 用語説明でも、「エイズ」、「HIV感染者」、「HIV感染症」の順番になっていることから「エイズ患者やHIV感染者」の順番が良いと思います。
- (委員) 議論ではないかもしれませんが、事前に送付いただいた資料を読み、前回私が挙げた意見がどのように指針に反映されているかについて確認しました。私は以前、子どもの人権の施策の方向性に、インターネットと人権に関する記載を盛り込んでどうかという意見を挙げましたが、事務局からの回答は、「分野別施策のインターネットによる人権侵害の記載の中で触れているため、子どもの部分については現状のままとする」というものでした。確かに、指針の冊子全体の中では重複を避けるべきという考えはその通りであると思いました。また、庁内各課への意見照会で挙がった、インターネットによる人権侵害の施策の方向性1に対する意見「『被害者または加害者インターネットの利用者に対し』とあるが『被害者または加害者』に限らず、すべてのインターネット利用者に対して共通することなので『被害者または加害者』は不要ではないか。」を受け、「被害者または加害者」という表現を削除したことは良い修正点であると思いました。指針の改定に関して、私はこれまで内容について考えることが多かったと思いますが、皆さんのご意見を聞いていると、漢字や言葉、表現についても丁寧に考えられていて、内容だけではなく、言葉の持つ影響力を踏まえ、このよ

- うな施策を考える際にも、言葉選びを丁寧に行うことが重要であると強く感じました。
- (会長) 人権に関する指針であるため、言葉選びは慎重に行い、人権を傷つけてしまうような表現は避けるように気をつけることは大切なことですね。これに関連したご意見や、その他のご意見等がありますか。
- (委員) 障がいのある人の人権の「障がい」という平仮名での表現は公的なものなののでしょうか。指針の中にはちらほら「障害」という漢字表記も見られますが、現在は、「障がい」のように平仮名表記することが多いのでしょうか。
- (事務局) 市の方針として、平仮名で「障がい」と表記するように統一をしています。本来は「障碍」という漢字が正しい表記となり、これまでは「障害」が使われてきた経緯がありますが、この表記ではネガティブなイメージがあるということもあり、施策の中では使わないようにしています。一方で、条約や法律の名称では漢字表記が使用されていることも多いため、条約や法律などは正式名称で記載し、他の部分では可能な限り「障がい」を使用するという考えに基づき記載をしています。
- (会長) 市で統一してそのような考え方を持っているということですね。また、それに対し、国の法律等は正式名称を使用するということですね。それらの理由から、障がいという字の表記にズレがあるということですね。言葉の統一については、必ずしも全てを統一した方が良いとは限らないため、難しい部分もあると思いますが、この指針の障がいのある人の人権においては、そのような整理で記載をしているということですね。他にご意見等がありますか。特にないようであれば、誤字等の修正を除く、骨子案に対する修正意見については以上とさせていただきます。

(2) 平塚市人権施策推進指針【改定版】の巻末資料について【資料3】

(会長) 続いて、平塚市人権施策推進指針【改定版】の巻末資料について、事務局から説明をお願いします。

(事務局) では、平塚市人権施策推進指針【改定版】の巻末資料について説明いたします。該当資料は、本日お配りした、資料3となります。巻末資料としては、1. 平塚市人権施策推進指針の体系図、2. 平塚市人権施策推進指針改定経過、3. 平塚市人権施策推進協議会規則、4. 平塚市人権施策推協議会委員名簿、5. 平塚市人権施策推会議設置要綱、6. 世界人権宣言、7. 日本国憲法、8. 人権教育及び人権啓発の推進に関する法律、9. 平塚市人権に関する市民意識調査の概要、10. 人権に関する用語説明の掲載を予定しています。

1. は指針の基本理念、基本目標、共通施策、分野別施策など、指針【改定版】の体系を図で表したものです。2. 平塚市人権施策推進指針改定経過の本日以降の記載については予定となっております。3. 4. は、この協議会に関する規則、名簿となっております。5. は、庁内会議である平塚市人権施策推進会議の設置要綱となっております。6. 7. 8で掲載している世界人権宣言、日本国憲法、人権教育及び人権啓発に関する法律については、基本的なものだけを掲載するようにしています。9. については、4月に実施した市民意識調査の結果概要版を掲載しています。10. は、指針本文中に記載している語句について、説明を記載したものです。この用語説明とは別に、今後、指針本文中には注釈を記載する予定です。用語説明の内容については、基本的には旧指針から引き続き記載している語句は記載もしくは追記・修正、新たな語句は追記、記載が無くなった語句は削除するという考えで作成しております。また、原則は本文中に記載があり、説明が十分ではないと考えられる語句のみ掲載することとしています。また、原則、次のルールに則り作成しています。

- ・旧指針の用語説明から踏襲したものは記載内容について追記、修正、体裁の修正
- ・旧指針から本文中に記載されていて、改定版にも記載があるが、旧指針の用語説明に記載が無い語句は基本的に掲載しない
- ・人権全体に関する法律等や、条約・宣言等を掲載する
- ・平塚市の個別の条例、計画、方針、指針等は掲載しない
- ・人権に関連する固有名詞等を掲載する

本編の記載の考え方では、国、県や本市の法律や計画、条例、方針、制度、要綱などにつ

いては、基本的に現行指針が策定された時点より後に制定、策定されたものを中心に記載していますが、巻末資料の用語説明については、前回掲載した用語を踏襲している箇所も多くあります。

なお、巻末資料については、パブリックコメント実施の段階では公表せず、最終的に公表する際、指針に掲載する予定です。本日の配布資料の中に、巻末資料に対するご意見の回答様式がございますので、会議終了後にご意見を思いついたり、所属団体で意見等が出た場合、意見回答様式を11月7日（月）までに郵送にて事務局までお送りください。なお、来年3月まで協議会が開催できない都合上、巻末資料についてのご意見の照会については、郵送等であと1、2回程度の実施を想定しております。平塚市人権施策推進指針【改定版】の巻末資料についての説明は以上となります

(会長) ありがとうございます。巻末資料については、まだ修正する時間があり、本日の会議の後にも、郵送等で意見を回答できるとのことですが、ひとつ質問よろしいでしょうか。巻末資料は、先程議論した指針本編に掲載し、最終的には合わせてひとつの冊子になるということですか。また、巻末資料には、本編の内容を理解するために必要な情報が掲載されるという理解でよろしいでしょうか。

(事務局) その通りです。

(会長) 分かりました。では、そのような観点から、巻末資料に掲載した方が良いものがあるか、用語説明であれば説明は記載のとおりで良いか、付け足すべき言葉があるのではないか、などについてのご意見が想定されますね。用語説明については、基本的に本編に記載のある用語のみ掲載しており、新しく本編に記載した言葉は、説明が不十分であれば掲載、現行の指針から引き続き掲載されている言葉は、追記・修正などした上で掲載しているということですね。現行の指針の用語説明に掲載されており、改定版の本編にも記載があるが、削除した言葉もあるようですね。

(事務局) 現行の指針の用語説明では、本文に記載のない用語も掲載されていますが、改定版では、本文に記載されている用語を原則的に掲載するように変更しています。

(会長) 分野別施策の疾病等を見ると新型コロナウイルス感染症についての記載がありますが、これについては、もう世間一般的に知られているものであることから、あえて用語説明に掲載するまでもないでしょうか。

(事務局) 新型コロナウイルスについては、現時点では掲載していません。しかし、本編に記載があるが、用語説明に掲載がない用語で、本編の説明が不十分ではないかといったご意見もいただければと思います。

(会長) 今般の新型コロナウイルス感染症の流行もあり、改めて感染症や病気に対する関心が高まっていると言えます。そういった社会的な問題や、関心を向けられているようなことを踏まえ、何か新たに掲載すべき用語等がありますか。または他の資料に関するご意見等もあればお願いします。

(委員) 分かりやすい用語説明だと思うので、これがあれば指針を読む方の助けになると思います。

(事務局) 例えば、分野別施策の子どもの人権に関する記述の中で、ヤングケアラーについての記載がありますが、これについては本文中の説明「本来大人が担うべき家事や家族の世話を日常的に行っている子どもを指すヤングケアラー」で足りているのではないかという考えにより、用語説明には掲載しませんでした。そういったこともあるため、説明が不十分と感じる場合は、ご意見いただければと思います。

(委員) ヤングケアラーであることから学校生活が難しくなってしまう、進学ができないなどの問題が背後にあり、ただ家事や家族の世話をやっている訳ではないと考えられるため、もう少し踏み込んだ説明が必要ではないでしょうか。

(会長) 子どもとして本来享受すべき生活ができない、あるいは子どもに対しあまりにも負担がかかる、仕事ができないなど、様々な問題もあるかと思いますが、現状の記載だと、日常的に行っているかどうかで定義しているようにも読めますね。

- (委員) ヤングケアラーと呼ばれる子どもたちは、様々な問題を抱えていることからそう呼ばれているのだと思いますが、用語説明等でそのあたりにも触れた方が良いと考えます。
- (委員) ヤングケアラーがいる家庭では、子どもたちは自分がヤングケアラーだとは自覚していないと思います。支援を必要とする家族がいる場合、子どもはその家族をどのようにサポートすべきなのか分からず、外に発信もできないという点が問題であると思います。また、昔とは家族構成が変わってきたことも発見の難しさの要因のひとつであると考えられます。ヤングケアラーという言葉は、最近出てきたものであるため、実態把握のための調査の実施についても地域差がありますが、近隣市においてもヤングケアラーの実態把握調査を行っていると聞いています。
- (委員) お世話することが良いことであるような風潮であった、日本人の家族観も影響していると思います。「本来大人が担うべき家事や家族の世話」という表現については、変更した方が良いのではないのでしょうか。家族の世話は家族がしないといけないのか、と誤ってしまいます。こういったケースにこそ行政の力が必要であると考えます。
- (会長) 「大人」と記載すると、「家族の大人」と読み取ることができるため、「家事や家族の世話」は家族の中でやるべきこと、というように解釈されてしまう場合があるというご指摘ですね。もっと広い視点で考えるべきであるということ踏まえた方が良いのかもかもしれませんね。
- (委員) 役割分担が固定化されているという意味では、ジェンダーの問題でもあるのではないかと思います。
- (会長) 子どもには過剰な負担になるような、家事や家族の世話がのしかかっている状態ということでしょうか。
- (委員) 家事や家族の世話をやらざるをえなくなってしまう状況なのだと思います。そのような家庭に対し、外部がどのように介入していくかも難しいですね。
- (会長) まとめると、ヤングケアラーの説明部分の表現は見直した方が良いかもしれませんね。「本来大人が担うべき」という部分が、修正すべきポイントでしょうか。この「大人」には、社会の大人や、家族以外の周囲の大人も含まれているはずですが、現状の記載では「家族内の他の大人がやれば良い」と示唆しているようにも見えるかと思います。また、ヤングケアラーの背景までは触れていないこともあるため、用語説明にも加えた方が良いでしょう。
- (委員) 「指す」という動詞に繋がる形容の部分となるため、盛り込みたいことは厳選し、簡潔な文章にしないとイケないと思います。
- (委員) 定義的な説明だけで良いのではないかと思います。深く記載しようとするときりがない気もするため、ここでは、子どもにとっては負担が大きいということを単純に記載するのにとどめて良いのではないのでしょうか。
- (事務局) 「本来大人が担うべき」の部分を「子どもにとって負担のかかる」に修正します。後は、用語説明にヤングケアラーの大きい範囲での定義的な説明や、新しい言葉であるため、国の出した文章等を加味した内容の記載を加えます。また、皆様からいただいたご意見も踏まえた形での記載にしていきますので、また後日ご意見があれば、ぜひいただければと思います。
- (会長) ヤングケアラーについては、新しい言葉であるため、用語説明にも加えていただくということになりました。その他、人権に関わる法律についても新しいものが制定されることも多いと思いますが、法律については積極的に掲載するという考えもあれば、細かい改定までは掲載の必要はないという考えもあるため、そのあたりの取捨選択も今後必要になってくるかと思います。その他ご意見等がありますか。特になければこれで議題を終わりますが、いまご意見がなくても、巻末資料についてのご意見は、回答様式で後日提出できますので、ご協力いただければと思います。

3 事務連絡

4 開会

(事務局) それでは、以上をもちまして、第2回平塚市人権施策推進協議会を終了いたします。
多くの議論どうもありがとうございました。

以 上